

○名寄市立大学学科長等会議規程

平成 22 年 2 月 23 日

改正 平成 28 年 3 月 16 日

平成 30 年 6 月 6 日

(設 置)

第 1 条 名寄市立大学の教育課程を円滑に遂行するため、栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、社会保育学科長、教養教育部長（以下「学科長等」という。）及び学部長による学科長等会議（以下「会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 会議は次の事項を審議する。

- (1) 学部及び学科等の教育課程に関すること
- (2) 各学科等の連絡調整に関すること
- (3) 学長、部局長会議及び教授会から付託を受けたこと

(議 長)

第 3 条 会議は学部長が召集し、議長となる。事情により学部長が出席できない場合には、あらかじめ学部長が指名した者が議長となる。

(会議の開催)

第 4 条 会議は原則として月 1 回開催する。又、学部長が必要と認めたときには随時開催することができる。

(議 事)

第 5 条 会議は構成員全員の出席をもって成立する。ただし、事情により学科長等が出席できない場合には、代理者を出席させることができる。

(庶 務)

第 6 条 会議の庶務は、事務局教務課において処理する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。